

区内地域活動に関する 士業による専門相談のご案内

地域活動交流センターでは、区内の地域活動に関する相談を受け付けていますが、下記に記載の相談は、法律等で専門士業が対応することになっています。

区内の地域活動に関して必要となる、下記に記載の専門相談につきましては、区が担当の士業団体へ相談への対応（年間4時間まで無料）を依頼しますので、下記の区の担当部署へご連絡ください。

※相談場所は、地域活動交流センターの相談室です。

【専門相談申込み先】

豊島区区民部区民活動推進課 協働推進グループ（区庁舎6階）

電話：03-4566-2314

メールアドレス：A0011903@city.toshima.lg.jp

相談内容	担当士業団体
各種税金の申告・申請、税務書類の作成等の手続き 税についての相談全般	東京税理士会 豊島支部
社会保険の申請書類の作成等の手続き 労務管理に関する相談	東京都社会保険労務士会 豊島支部
登記または供託に関する書類の作成等の手続き 遺言や成年後見等の権利義務に関する書類作成等の手続き	東京司法書士会 豊島支部
官公署に提出する許認可等の申請書類の作成等の手続き 事実証明及び契約書の作成等の手続き	東京都行政書士会 豊島支部